鎌倉市貨物運送事業者燃料高騰対応補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、燃料価格高騰により経営に影響を受けている中小貨物運送事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年２月23日告示第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第２項に規定する、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽（けん）引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

(2) 事業用自動車

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第４条第１項第２号に規定する、事業の用に供する自動車をいう。

(3) 一般貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第２条第２項に規定する、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

(4) 特定貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第２条第３項に規定する、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

(5) 貨物軽自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第２条第４項に規定する、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

(6) 中小貨物運送事業者

資本金の額若しくは出資の総額が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であって、関東運輸局神奈川運輸支局において一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業若しくは貨物軽自動車運送事業の許可を受けた、又は届出を行った法人若しくは個人をいう。

（交付対象事業者）

第３条 補助金の交付対象は、鎌倉市内に営業所を有する中小貨物運送事業者で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす事業者又は市長が必要と認める事業者とする。

(1) 令和７年４月１日までに貨物自動車運送事業法に基づく事業の許可を受けた、又は届出を行った中小貨物運送事業者であること。

(2) 補助金交付申請時点において、前号に規定する事業を継続しており、引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。

（交付額）

第４条 交付額は、前条に規定する事業者に対し、それぞれ別表のとおりとする。

（交付申請）

第５条 補助金の申請を行う事業者（以下「申請事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、鎌倉市貨物運送事業者燃料高騰対応補助金交付申請書（第１号様式）（以下「交付申請書」という。）に次に定める添付資料を添えて、別に定める期日までに申請を行わなければならない。

(1) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣への届出書若しくは変更等届出書の控え、国土交通

大臣の証明書その他これらに準ずるものとして市長が認める書類のいずれかの写し
(2) （個人のみ）自動車運転免許証等、別に定める本人確認書類の写し
(3) （法人のみ）役員等氏名一覧表（第２号様式）
(4) 補助金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
(5) 前各号に掲げるもののほか、資格の確認に必要と認める書類

（暴力団排除）
第６条 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月６日条例第11号）第８条の規定に基づき、申請事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付対象としない。
(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に該当する暴力団員。
(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団。
(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第１号に規定する暴力団員に該当する者があるもの。
(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第１号に規定する暴力団員に該当するもの。
２　市長は、第５条の規定による申請があったときは、申請事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供する場合は、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、申請事業者の同意を得るものとする。

（状況報告及び調査）
第７条 市長は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、申請事業者に対し、その報告を求めるとともに、関係する物件及び書類等について調査を行うものとする。

（交付決定）
第８条 市長は、第５条の規定による申請があったときは、審査のうえ、その適否を決定し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を鎌倉市貨物運送事業者燃料高騰対応補助金交付決定通知書(第３号様式)により申請事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。
　ただし、不交付とした場合には、鎌倉市貨物運送事業者燃料高騰対応補助金不交付決定通知書(第４号様式)により申請事業者に理由を付して通知するものとする。

（申請の取下げ等）
第９条 第８条の規定による補助金交付決定通知を受けた申請事業者が、交付申請を取下げようとする場合は、鎌倉市貨物運送事業者燃料高騰対応補助金交付申請取下書（第５号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。
２ 前項の規定による交付申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る補助金の交付決定は、行われなかったものとする。
３ 第５条の規定による申請に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実と異なることが判明した等の場合で、申請事業者に対し必要な補正を求めたにもかかわらず、その日から３週間以内に補正が行われなかった場合は、第１項による申請の取下げがあったものとみなす。
４ 前条の規定による交付決定を行った後に、申請の不備による補助金の振込不能等があり、このことについて、市が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間継続した場合であって、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、第１項による申請の取下げがあったものとみなす。

（交付決定の取消及び返還命令）
第10条 市長は、申請事業者が、次のいずれかに該当したときは、当該申請者に対して鎌倉市貨物運送事業者燃料高騰対応補助金交付決定取消書（第６号様式）を交付することにより、当該交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金の交付を受けている場合には、鎌倉市貨物

運送事業者燃料高騰対応補助金返還命令書（第７号様式）を交付することにより、速やかにその返還を命じるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によることが明らかであるとき。
(2) 第３条の要件に該当しないことが判明したとき。
(3) 第５条の交付申請書又は同条各号の添付書類の内容について、事実と異なることが判明したとき。
(4) 第６条第１項各号に該当したとき。
(5) その他この要綱の規定又は第８条の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

（書類の整備等）

第11条 補助金の交付を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金に係る収入を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類を整理保管しておかなければならない。

２ 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、５年間保存しなければならない。

３ 補助事業者が法人である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年10月27日から施行する。

別表

種別	交付額
一般又は特定貨物自動車運送事業者	１事業者あたり 200,000 円
貨物軽自動車運送事業者	１事業者あたり 20,000 円